

市立病院
だより ⑩



院長 國枝 保幸

ちよつと昔、まだ私もバリバリ？そこそこ現場で働いていた頃の話です。

珍しいことに平日の午後、内科医師が数人で談笑をしていると、ひとりがしゃべり出しました。

「今日はどうしたのだろう？救急車が来ないし、やけに暇だな」と。

普段、朝から晩までご飯を食べる時間もないまま働き通しの生活に慣れてしまっているため、こんな発言になるのです。

上司の私は「どうせまた猛烈に忙しくなるのだから、たまにはのんびりしなさい」と苦笑するしかありません。

今回は医師の過重労働の問題についてお話しします。

病院勤務医の勤務時間とんでもない数字

バブル崩壊以後、コスト削減のために、劣悪な労働環境での勤務を強いる「ブラック企業」が問題になっています。

医療業界でも過労死寸前まで酷使されているのが、実は病院勤務医なのです。

ご存知のように、法定労働時間は週40時間と決まっています。時間外労働（残業）が月80時間を超えると「過労死認定」されます。

平成18年国立保健医療科学院の報告では、20歳代勤務医の時間外労働は月180時間と、とんでもない数字に達していました。

この頃、40〜50歳代の勤務医でも80時間以上の時間外労働となっており、勤務医の世界では過労死水準の労働が当然となっていました。

特に、地方病院における過重労働問題が医師を地域医療から遠ざける誘因になっており、医療崩壊の一因にもなっています。

通常勤務↓当直↓通常勤務

当院のように全科当直を行う病院で勤務すると、日中の通常勤務に引き続いて、夜間の当直をこなし、翌日もそのまま通常どおりの勤務

務を行う32時間以上の連続勤務が当たり前になっていきます。

当直では眠れることもありませんが、朝まで眠れないことがほとんどです。

私も40歳代後半まで当直をやっていました。若い頃は一日くらい寝なくても平気でしたが、その頃には翌日の外来をこなすのが辛くなっていました。

特に、目の前の患者さんの病気はなんだろうと診断をする際には、脳細胞をフル稼働させなければなりません。

しかし、頭が回らないのです。外来診療をこなすだけの思考能力が残っていないのです。これは頑張ったものではないです。

メスを持つ外科系の医師なら手先の微妙な感覚を要求されますのでなおさらです。

私は、翌日の通常診療は無理だと感じた頃から、若い医師にお願いをして、翌日に通常診療がない金曜日の当直と変わってもらおううにしていたものです。

（次号に続く）

問い合わせ

市立稚内病院庶務課
☎2312771

平成27年度
「し尿汲み取り」のご案内

平成27年度のし尿汲み取りの日程は表のとおりです。

「事前申し込み制」ですの
で忘れずに期限内に市生活衛生課へ申し込みを行ってください。

申し込みの際は、「住所・氏名・電話番号・希望汲み取り月」をお知らせください。

料金は汲み取りの際に納入通知書を発行します。お近くの金融機関・各支所で納期限までにお支払ください。

※納期限を過ぎて納入した場合や、料金が未納の場合、次回以降汲み取りを行わないことがありますので、忘れずにお支払いください。

※臨時汲み取りは毎月3回（1日・10日・20日）です。

定期汲み取りを申し込んでいないが便槽がいっぱいで次の定期収集まで間に合わない等の理由により、汲み取りを希望する方は、臨時収集日の4日前までに申し込みください。

※表札・住居番号はわかりやすく表示してください。

※汲み取る便槽の上や周辺には物を置かないでください。また、冬期間は必ず便槽周辺の除排雪を行ってください。

申し込み・問い合わせ
市生活衛生課生活衛生グループ
☎2316181

平成27年度 し尿汲み取り日程表（土日・祝日は汲み取りを行っていません）

収集地区	収集期間				申し込み期限
	4月	7月	10月	平成28年1月	
宝来・港・末広・新港町・大黒	1日～7日	1日～8日	1日～7日	6日～12日	3月16日（月）まで
こまどり・朝日・はまなす	8日～13日	9日～14日	8日～14日	13日～15日	
声問	14日～17日	15日～21日	15日～20日	18日～21日	
宗谷岬・東浦	20日～24日	22日～27日	21日～26日	22日～26日	
富磯・宗谷・清浜	24日～30日	27日～31日	26日～30日	26日～29日	
	5月	8月	11月	平成28年2月	4月20日（月）まで
恵比須・中央・開運	1日～12日	3日～7日	2日～9日	1日～5日	
潮見・栄	13日～18日	10日～18日	10日～13日	8日～12日	
曲淵・川南・豊別・天興	19日～22日	19日～24日	16日～19日	15日～18日	
沼川・川西・曙	22日～27日	24日～27日	19日～26日	18日～24日	
樺岡・上声問	27日～29日	27日～31日	26日～30日	24日～29日	
	6月	9月	12月	平成28年3月	5月18日（月）まで
ノシャップ・富士見・西浜	1日～5日	1日～7日	1日～7日	1日～7日	
緑・萩見・富岡・若葉台	8日～12日	8日～11日	8日～14日	8日～14日	
下勇知・抜海・クトネベツ	15日～18日	14日～16日	15日～18日	15日～18日	
更喜苫内・上勇知	18日～25日	16日～25日	18日～25日	18日～25日	
増幌・恵北	25日～30日	25日～30日	25日～30日	25日～31日	

公共下水道排水設備
指定工事店の
指定（新規・継続）申請
を受け付けています

市では、下水道排水設備指定工事店の指定登録の申請を受け付けています。

新規・継続を希望される事業者は、忘れずに申請してください。

受付期限

2月27日（金）まで

指定要件

管工事業の許可を受け、技術者（責任技術者及び設備工）を雇用し、かつ、工事に必要な機械器具類等を有している方

指定期間

平成27年4月1日（水）～
平成29年3月31日（木）

※申請用紙は、市水道部管理課にあります。詳細については問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

市水道部管理課下水道グループ

☎23-6509